■懲罰規程

第１条〔目　的〕

本規程は、「Ｂ３リーグ規約」第 55 条に基づき、公式試合における選手、チームスタッフ、審判およびＢ３クラブに対して、理事長が科す懲罰およびその運用に関する事項について定める。

第２条〔懲罰の種類〕

⑴ 選手およびチームスタッフ（以下「選手等」という）に対する懲罰の種類は次の各号のとおりとし、これらの懲罰を併科することができるものとする。

① 戒告　　口頭をもって戒める

② 譴責　　始末書をとり、将来を戒める

③ 罰金　　一定の金額をＢ３リーグに納付させる

④ 没収　　取得した不正な利益を剥奪し、Ｂ３リーグに帰属させる

⑤ 賞の返還　賞として獲得した全ての利益（賞金、記念品、トロフィー等）を返還させる

⑥ 出場停止　無期限または違反行為１件につき１年以内の期限もしくは違反行為１件につき 52 試合の上限を付して、公式試合への出場資格（エントリーする資格）を停止する

⑦ 公的職務の停止・禁止・解任

Ｂ３リーグまたは Ｂ３クラブにおける一切の公的職務を一定期間、無期限または永久的に停止し、禁止し、または解任する

⑧ 除名　　Ｂ３リーグから除名する

⑵ Ｂ３クラブに対する懲罰の種類は次の各号のとおりとし、これらの懲罰を併科することができるものとする。

① 戒告　　口頭をもって戒める

② 譴責　　始末書をとり、将来を戒める

③ 罰金　　一定の金額をＢ３リーグに納付させる

④ 没収　　取得した不正な利益を剥奪し、Ｂ３リーグに帰属させる

⑤ 賞の返還　賞として獲得した全ての利益（賞金、記念品、トロフィー等）を返還させる

⑥ 試合結果の無効（事情により再戦を命ずる）

⑦ 得点または勝ち数の無効・減算

⑧ 無観客試合の開催　入場者のいない試合を開催させる

⑨ 試合の没収　得点を 0 対 20 として試合を没収する

⑩ 競技会への出場権の剥奪　特定の競技会への出場権を剥奪する

⑪ 公的業務の停止　一定期間、無期限または永久的な公的業務の全部または一部を停止する

⑫ 下位リーグへの降格　所属するリーグより１つ以上下位のリーグに降格させる

⑬ 除名　Ｂ３リーグから除名する（ただし、総会において正会員現在数の４分の３以上の多数による議決を要する）

第３条〔懲罰の決定〕

前条に基づく懲罰の種類および内容については、理事長がこれを審議し決定する。

第４条〔規律委員会開催が困難である場合の対応〕

⑴ 公式試合が連日開催されるなど、次の公式試合が開始される前に前条に従って懲罰を決定することが困難である場合は、次の公式試合にかかる出場停止処分については、前条の規定にかかわらず、規律委員会の審議を経ることなく理事長が決定することができる。当該試合の出場停止以外の懲罰については、規律委員会が、その後可及的速やかに決定する。

⑵ 前項において、規律委員長に事故あるときその他前項の決定を行うことが困難な事情がある場合は、予め規律委員会が定めた順序により、その他の規律委員が懲罰を決定する。

第５条〔懲罰の基準〕

⑴ Ｂ３リーグ規約第 55 条第１項第 1 号の事由が発生した際の懲罰基準は、次のとおりとする。

①１回目の場合：最低１試合の出場停止および罰金

② 繰り返した場合：最低２試合の出場停止および罰金

⑵ Ｂ３リーグ規約第 55 条第１項第 2 号の事由が発生した際の懲罰基準は、次のとおりとする。

① 繰り返した場合（同一シーズンにおいて既に同一内容のファウルを宣されている場合）：最大１試合の出場停止

② 同一シーズンにおいて、前号の処分に該当する行為を重ねて行った場合：最大２試合の出場停止および罰金

⑶ Ｂ３リーグ規約第 55 条第１項第 3 号の事由が発生した際の懲罰基準は、次のとおりとする。

① 選手等が選手等に対して暴行・脅迫を行った場合または一般大衆に対して挑発行為を行った場合

ア １回目の場合：最大２試合の出場停止および罰金

イ 繰り返した場合：最大４試合の出場停止および罰金

② 選手等が選手等に対してつばを吐きかける行為をした場合

ア １回目の場合：最大６試合の出場停止および罰金

イ 繰り返した場合：最大 12 か月の出場停止および罰金

③ 選手等が審判に対して侮辱または公然の批判行為を行った場合

ア １回目の場合：最大２試合の出場停止

イ 繰り返した場合：最大４試合の出場停止および罰金

④ 選手等が審判に対して暴行・脅迫した場合

ア １回目の場合：最大６ケ月の出場停止および罰金

イ 繰り返した場合：最大 12 か月の出場停止および罰金

⑤ 選手等が審判に対してつばを吐きかける行為をした場合

ア １回目の場合：最大 12 ケ月の出場停止および罰金

イ 繰り返した場合：無期限の出場停止

⑥ 選手等が一般大衆に対して暴行・脅迫した場合

ア １回目の場合：最大 12 ケ月の出場停止および罰金

イ 繰り返した場合：無期限の出場停止

⑦ 選手等が選手等に対してプレーや進行の妨害行為を行った場合

ア １回目の場合：最大１試合の出場停止および罰金

イ 繰り返した場合：最大２試合の出場停止および罰金

⑧ 選手等がアリーナまたはその周辺関連施設において故意により器物破損を行った場合

ア １回目の行為：最低１試合の出場停止および罰金

イ 繰り返した場合：最低２試合の出場停止および罰金

⑨ 選手等が選手等または一般大衆等に対する著しい威嚇・挑発・侮 辱行為をした場合

ア １回目の場合：最大２試合の出場停止および罰金

イ 繰り返した場合：最大４試合の出場停止および罰金

⑩ 選手等が試合後または試合中の失格退場後に次の各号にあげられる、Ｂ３リーグの関係者としての品位を欠き、リーグの価値を損なう行為を行った場合

ア　審判判定に対する執拗な抗議や異論表現

イ　ボールを蹴り上げたり投げつけたりする行為

ウ　試合後に相手クラブやクラブ関係者に対する侮辱行為

エ　前各号に類する行為

（i） １回目の場合：最大２試合の出場停止および罰金

（ii）繰り返した場合：最大４試合の出場停止および罰金

⑪ 選手等が審判や審判による判定、相手クラブ、クラブ関係者に対して、SNS 等を用いた不満 表現、異論表現および批判行為をした場合

ア １回目の場合：最大２試合の出場停止および罰金

イ 繰り返した場合：最大４試合の出場停止および罰

⑫ 選手等が乱闘または喧嘩に関与した場合。ただし、乱闘または喧嘩を防ぎ、これに関与している他の者を隔てまたは分離することのみをしようとした者は懲罰を受けない。

ア １回目の場合：最大６試合の出場停止

イ 繰り返した場合：最大 12 か月の出場停止

⑬ 選手等がバスケットボールに関連して、公文書（住民票、パスポートなど。選手証はこれに該当しない）を偽造・変造した場合：　最低 12 か月のバスケットボール関連活動の停止

⑭ 選手等が、選手証、メンバー表、その他選手の出場資格に関する文書を偽造または変造した場合：　処分決定日から１か月の出場停止

⑮ 出場資格の無い選手等が公式試合にエントリーした場合

ア エントリーさせた者：処分決定日から１か月間の出場停止

イ エントリーした選手：処分決定日から１か月間の出場停止

⑯ その他Ｂ３リーグ規約第 55 条第 1 項第 3 号に該当すると認められる場合：前各号の基準を踏まえ、諸般の事情を総合的に考慮して懲罰を決定する。

⑷ Ｂ３リーグ規約第 55 条第１項第１号および第２号の事由が発生した際は、その対象となった行為内容に従い、第１号または第２号の懲罰基準に代えて第３項の懲罰基準を採用することができるものとする。

第６条〔選手等に対する罰金〕

選手等に対して罰金を科す場合は、出場停止処分１試合あたり金５万円以下を基準とする。ただし、アマチュア選手に対しては罰金を科さないものとする。

第７条〔管理監督関係者の加重〕

Ｂ３クラブおよびチームスタッフその他の管理監督関係者が違反行為を行った場合には、特段の定めがない限り、その違反行為について定められた懲罰の２倍以下の範囲内において、懲罰を加重することができる。

第８条〔Ｂ３クラブに対する懲罰〕

⑴ 次の各号に定める場合は、Ｂ３リーグ規約第 57 条第 1 項第 3 号に該当するものとして、Ｂ３クラブに対して懲罰を科す。

① １試合において同一チームの５名以上の選手等が、失格・退場処分となった場合、当該チームのＢ３クラブに対して罰金を科す。

② 同一チームの何人かの選手等が審判等に集団で詰め寄って、脅しをかけるような言葉や態度を用いた場合、または、見苦しい抗議を執拗に繰り返し行った場合、当該チームのＢ３クラブに対して罰金を科す。

③ 前２号についてのＢ３クラブに対する罰金は以下のとおりとする。

金 10 万円

⑵ 前項に定めるほか、チームがＢ３リーグ規約第 57 条第 1 項第 3 号に該当する不正な行為を行った場合は、当該チームのＢ３クラブに対して懲罰を科す。

第９条〔差別的・侮辱的行為〕

人種、肌の色、性別、言語、宗教、または出自等に関する差別的または侮辱的な発言または行為により、個人または団体の尊厳を害した場合、Ｂ３リーグ規約第 57 条第 1 項第 3 号に該当するものとして、以下のとおり懲罰を科すものとする。ただし、軽度の違反の場合は、譴責または戒告、その他軽度の懲罰に留めることができる。

① 違反者が選手（アマチュア選手を含む）の場合は、違反当事者に対して、原則として最低５試合の出場停止処分および 10 万円以上の罰金を科す。

② 同一のＢ３クラブに所属する複数の個人が同時に本条に違反した場合は、当該Ｂ３クラブに勝ち数の減算処分（初回の違反は１試合、二度目の違反は２試合）を科す。さらなる違反の場合は、下位リーグへの降格処分を科す。

③ 違反者がいずれかのＢ３クラブのファンの場合は、その有責性に関わらず、当該Ｂ３クラブに対して 20 万円以上の罰金を科す。重大な違反には、無観客試合の開催、試合の没収、勝ち数の減算、または競技会への出場権剥奪などの追加的な懲罰を科す。

第 10 条〔両罰規定〕

Ｂ３クラブに所属する選手等が違反行為を行った場合には、違反行為を行った本人に対して懲罰を科すほか、選手等が所属するＢ３クラブに対しても懲罰を科すことができる。ただし、当該Ｂ３クラブに過失がなかったときは、この限りではない。

第 11 条〔罰金の合算〕

同時に複数の違反行為が罰金の対象となった場合には、各々について定められた罰金の合算額をもって罰金の金額とする。

第 12 条〔酌量減軽〕

違反行為が行われた場合においても、その情状において酌量すべき事情があるときは、その懲罰を軽減することができる。

第 13 条〔他者を利用した違反行為に対する懲罰〕

他の者をして違反行為を行わせたＢ３クラブまたは選手等には、自ら違反行為を行った場合と同様の懲罰を科すものとする。

第 14 条〔理事長の決定に対する再審査請求〕

(1) 本規程に基づき理事長により懲罰を科された者は、十分な新たな反証を有する場合に限り、被懲罰者への通知後 10 日以内に、リーグの裁定委員会に対して申立書および証拠を提出し、手数料 10 万円を納付して再審査を請求し、理事長の決定を求めることができる。

(2) 再審査の手続きは、（その性質上適用されないことが明らかなものを除き）裁定委員会の調査および審議の手続きに準ずるものとし、裁定委員会は、理事長に対して決定案を答申する。理事長は、当該答申を十分に尊重して決定を下すものとする。

(3) 再審査請求に対して下された理事長の決定は最終的なものとし、さらなる再審査を求めることはできない。

第 15 条〔再審査請求可能な懲罰〕

前条の再審査請求は、選手などやＢ３クラブへ科された懲罰（以下「原懲罰」という）が次の各号のいずれかに該当する場合に限り可能なものとする。

① 選手等に対する懲罰の場合

ア　３試合以上の出場停止

イ　公的職務の停止・禁止・解任

ウ　除名

② Ｂ３クラブに対する懲罰の場合

ア　試合結果の無効

イ　得点または勝ち数の無効・減算

ウ　無観客試合の開催

エ　試合の没収

オ　競技会への出場権の剥奪

カ　公的業務の停止

キ　下位ディビジョンへの降格

ク　除名

第 16 条〔再審査請求時の発行済懲罰の適用〕

(1) 原懲罰が出場停止処分の場合、再審査請求は当該原懲罰の適用を中断する効果を有しないものとする。

(2) 前項の場合、理事長が原懲罰を取消すか、またはこれを減じる決定をした場合であっても、理事長の当該決定はその通知日から将来に向かって発効するものであって、その通知日までに既に適用された原懲罰は回復されないものとする。ただし、出場停止にかかる公式記録は当該決定に応じて抹消又は変更されるものとする。

第 17 条〔その他処分における再審査請求の効果〕

原懲罰が前条第 1 項に該当するもの以外の懲罰の場合、原懲罰の適用は第 19 条 3 項に従って懲罰が確定するまでの期間、中断されるものとする。

第 18 条〔懲罰の確定〕

(1) 原懲罰が第 15 条第 1 号および第 2 号のいずれにも該当しない場合、規律委員会または規律委員長の決定通知をもって原懲罰は確定するものとする。

(2) 原懲罰が第 15 条第 1 号または第 2 号のいずれかに該当する場合において、規律委員会または規律委員長の決定通知後 10 日以内に原懲罰に対する再審査請求がなされないときは、当該期間の経過をもって、原懲罰は確定するものとする。

(3) 原懲罰が第 15 条第 1 号または第 2 号のいずれかに該当する場合において、規律委員会または規律委員長の決定通知後 10 日以内に再審査請求が適法になされたときは、再審査請求が取り下げられたときまたは再審査請求に対する理事長の決定の通知がなされたときをもって懲罰が確定するものとする。

第 19 条〔通知〕

(1) 第３条、第４条および第 14 条第２項の決定は被懲罰者に対して書面で通知するものとする。

(2) 前項の規定にかかわらず、被懲罰者が選手等である場合は、当該選手等の所属するＢ３クラブに対して通知すれば足りるものとする。かかる場合、Ｂ３クラブは受領した決定内容を当該選手等に対して知らしめるものとする。

第１項の書面は電子メールを含むものとし、Ｂ３クラブに宛てる場合は当該Ｂクラブの実行委員の電子メールアドレスに対して通知する。

第 20 条〔協会の規程の準用〕

本規程に定めのない事項については、協会の「基本規程」を準用する。

第 21 条〔改　正〕

本規程の改正は、理事会の承認により、これを行う。

第22条〔施　行〕

本規程は、平成28年9月8日から施行する。

〔改　定〕

平成29年9月 7 日

平成30年9月12日

令和元年 8 月29日